

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

【人口構造】

寝屋川市の人口は、令和7年2月1日現在、224,091人で、長らく減少傾向にあり、65歳以上の高齢者が占める割合が30.1%となっている。

【産業構造及び中小企業者の実態等】

『令和3年経済センサス—活動調査』において、本市内の企業等数は5,008者、事業所数は5,856か所となっており、その大半が中小企業者である。

業種構成は、全産業に占める割合の多いものから卸売業・小売業が約19%、宿泊業・飲食サービス業が約13%、建設業が約12%となっており、この他多様な産業が立地している。

少子高齢化や人口減少などにより人手不足が深刻化している中、市内中小企業者における、より生産性の高い設備等の導入・更新を促進することにより、労働生産性の向上につなげていくことが必要である。

(2) 目標

市内の中小企業者の労働生産性向上に資する設備投資を促し、本計画期間中における先端設備等導入計画の認定件数の目標を30件とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した中小企業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

多種多様な産業、全ての業種の幅広い取組を支援するため、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

多種多様な産業、全ての業種の幅広い取組を支援するため、市内全域を対象とする。

(2) 対象業種・事業

多種多様な産業、全ての業種の幅広い取組を支援するため、全ての業種、全ての事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 産業の活性化には雇用の促進が欠かせないため、人員削減を目的とした取組については先端設備等導入計画の認定の対象としない。

(2) 公序良俗に反する取組や、寝屋川市暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員、暴力団密接関係者など反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない。

(3) 市税の滞納がある中小企業者の取組は、先端設備等導入計画の認定の対象としない。